

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年8月10日(2006.8.10)

【公開番号】特開2004-48742(P2004-48742A)

【公開日】平成16年2月12日(2004.2.12)

【年通号数】公開・登録公報2004-006

【出願番号】特願2003-180213(P2003-180213)

【国際特許分類】

H 04 L 9/10 (2006.01)

G 06 F 12/14 (2006.01)

G 06 K 17/00 (2006.01)

G 06 K 19/10 (2006.01)

【F I】

H 04 L 9/00 6 2 1 Z

G 06 F 12/14 3 2 0 B

G 06 K 17/00 T

G 06 K 19/00 R

【手続補正書】

【提出日】平成18年6月23日(2006.6.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】 暗号サポートロジックと暗号提供ロジックを動作可能に結合するように構成可能であり、少なくとも1つのスマートカード特有モジュールを含み、かつ管理機能グループから選択した少なくとも1つの管理機能を前記暗号提供ロジックに提供するインターフェースロジックを備えた装置であって、

前記管理機能グループは、

識別管理機能と、ファイル管理機能と、コンテナ管理機能と、暗号法管理機能とを含むインターフェースロジックを含むことを特徴とする装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項14

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項14】 前記少なくとも1つのスマートカード特有モジュールが、少なくとも1つのスマートカードと前記ベースCSPの間にインターフェースを提供することを特徴とする請求項13に記載の装置。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項16

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項16】 コンピューティングデバイスにおいて使用するのに適したインターフェースロジックを提供するステップであって、前記インターフェースロジックが暗号サポートロジックと暗号提供ロジックを動作可能に結合するように構成可能であって、前記インターフェースロジックが、前記暗号提供ロジックへのインターフェースを提供するように動作

可能に構成可能な少なくとも 1 つのスマートカード特有モジュールを含むステップと、

前記インターフェースロジックを、それが前記暗号提供ロジックに動作可能に結合された場合に、識別確認アクティビティ、ファイルアクセスアクティビティ、コンテナアクセスアクティビティ、および暗号アルゴリズムアクティビティを含むアクティビティグループから選択した、少なくとも 1 つのアクティビティを実行するように構成するステップとを含むことを特徴とする方法。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項 2 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 2 9】 前記少なくとも 1 つのスマートカード特有モジュールが、少なくとも 1 つのスマートカードと前記ベース C S P の間にインターフェースを提供することを特徴とする請求項 2 8 に記載の方法。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項 3 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 3 0】 前記ファイルアクセス機能はスマートカード上へのデータの選択可能な記憶をサポートするように構成されることを特徴とする請求項 1 6 に記載の装置。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項 3 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 3 1】 暗号サポートロジックと暗号提供ロジックを動作可能に結合するように構成可能なインターフェースロジックを確立するステップであって、前記インターフェースロジックが、前記暗号提供ロジックへのインターフェースを提供するように動作可能に構成可能な少なくとも 1 つのスマートカード特有モジュールを含むステップと、

前記インターフェースロジックに、識別サポート機能、ファイルアクセスサポート機能、コンテナアクセスサポート機能、および暗号サポート機能を含むサポート機能グループから選択した少なくとも 1 つのサポート機能を確立させるステップとを含む動作を実行するためのコンピュータ実行可能命令を含むことを特徴とするコンピュータ可読媒体。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項 4 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 4 3】 前記少なくとも 1 つのスマートカード特有モジュールにより、少なくとも 1 つのスマートカードと前記ベース C S P の間にインターフェースを提供するステップを含む、さらなる動作を実行するためのコンピュータ実行可能命令を有することを特徴とする請求項 4 2 に記載のコンピュータ可読媒体。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項 4 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 4 4】 前記ファイルアクセスサポート機能はスマートカード上へのデータの選択可能な記憶をサポートするように構成されることを特徴とする請求項 3 1 に記載の

裝置。